

災害時に おける 避難行動要支援者への支援に ご協力をお願いいたします

「自分も助かる・みんなも助かる」地域みんなで防災対策！



□避難行動要支援者とは

高齢者や障害者、乳幼児等、災害発生時に特に配慮が必要な方（＝要配慮者）のうち、自ら避難することが困難な方であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方です。

□避難行動要支援者名簿とは

災害発生時の避難に支援を必要とする方をあらかじめ登録しておく名簿です。
名簿の情報は本人が同意した場合に限り、避難支援等関係者（消防、警察、自主防災防犯組織、自治会、民生委員・児童委員、地域支援者など）に情報提供されます。
（これらは「災害対策基本法」に基づいた取組みです。）

奈良市では、下記に該当する方を【避難行動要支援者名簿】の対象としています。
（入院・入所の方は対象となりません。）

- ① 身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方
- ② 療育手帳A1・A2の交付を受けた方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けた方
- ④ 旧「特定疾患治療研究事業」の受給者のうち、重症認定者かそれに相当する方
- ⑤ 要介護認定3以上の認定を受けた方
- ⑥ ①～⑤に該当せず、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援が必要と市長が認める方

□避難行動要支援者名簿の活用

提供された情報を元に、個別計画・支援プランの作成、日頃の見守り活動等、災害に備えるためにさまざまな活動に活用されます。

□避難行動要支援者への支援

平常時 → 顔の見える関係性の構築、個別計画・支援プランの作成など
災害時 → 避難する際の声掛け（情報伝達）、安否確認、避難支援など

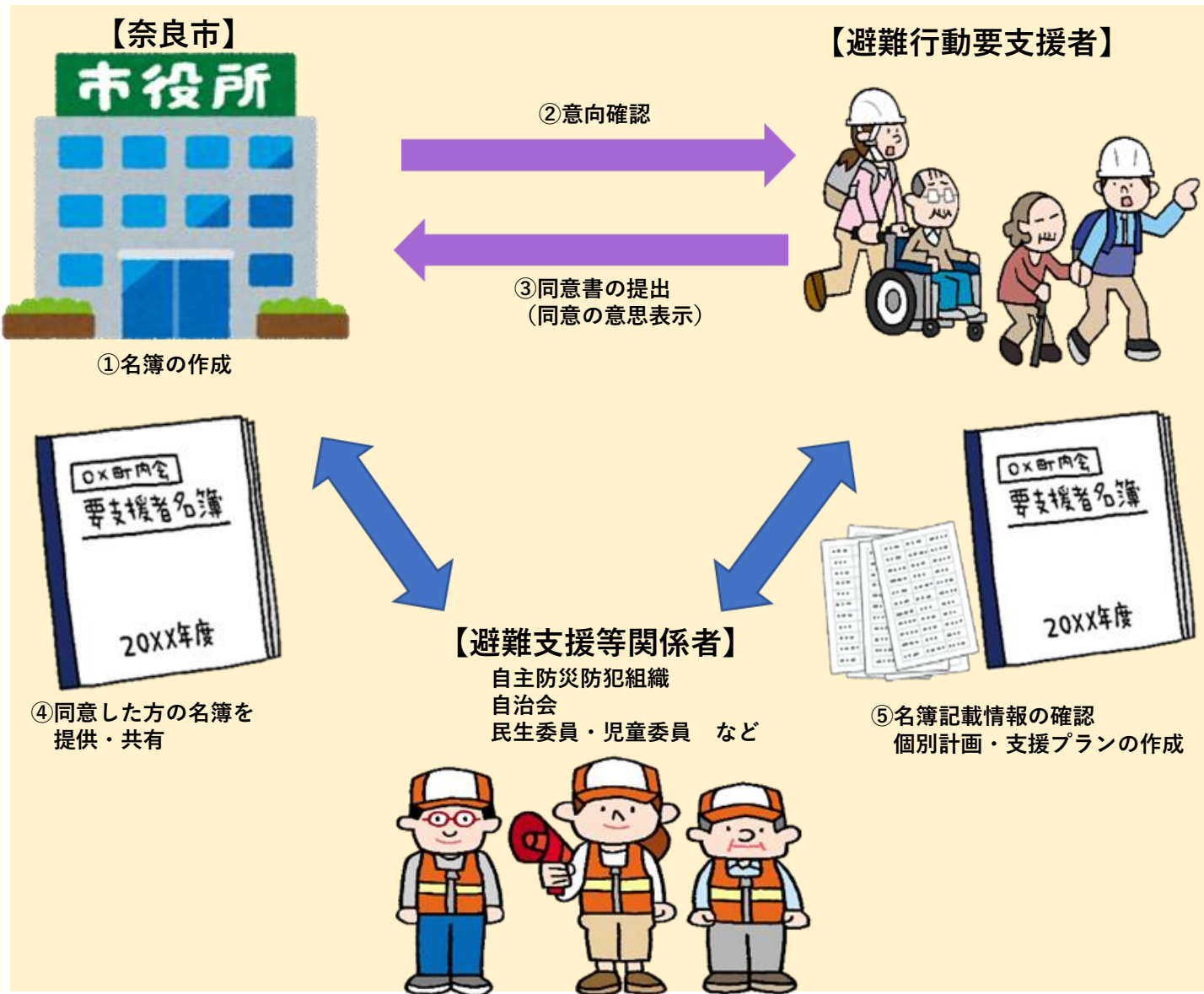
□みなさまにお願いしたいこと

奈良市から事前に該当者に対し【地域の支援者へ情報提供することに同意するか】を確認しています。

同意を得られた方が「避難行動要支援者名簿」に掲載されています。
支援者も災害時には被災者となる恐れがあります。まずは自分自身やご家族の安全を確保し、余裕がある場合に出来る限りの支援をお願いいたします。



■ 避難行動要支援者への支援体制の流れ



①名簿の作成	要件に該当した要支援者の方の氏名や住所等を一覧にした名簿を作成
②ご本人への意向確認	名簿の情報等を避難支援等関係者へ提供していいか、ご本人に意向確認を行います
③同意書の提出	名簿の情報等を避難支援等関係者へ提供していいか、市へ意思表示を行います
④避難行動支援等関係者への名簿の提供・共有	同意された方の名簿を、自主防災防犯組織等の避難支援等関係者にお渡しします
⑤個別訪問等により名簿記載事項の確認 個別計画・支援プランの作成	地域の方が中心となってお本人の自宅を訪問し、名簿に記載されている事項に変更等があれば市へ報告してください。 希望される方には支援プランを作成し、市にコピーを提出してください。

お問合せ先 奈良市福祉政策課

奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL(0742)34-5196 fax(0742)34-5014 ✉fukushiseisaku@city.nara.lg.jp